

々と糺問いたし候得共、源左衛門申候は、士たるもの糺問に臨んで、同類を指ものにては無之とて、如何様に致糺問候ても一言も不申候。最早手つき候故勘兵衛申候は、其分に仕置候へ。明日くそどひに可仕と申候へば、源左衛門申候は、其方は扱々無是非事を申者にて候。士たる者糞を食候ては、いかにしても忍ばれぬ事にて候。此上は無是非同類を可申候。其方も其心得にて如此申ものと存候。同類は第一其方の嫡子何某にて候由申候。其外同類を不殘さし申候。其内大ば殿とて女中有之候。台徳殿下へ乳を上申人にて候。常々事の外御念頃にて、如母被遊候。此女中の子も同類にて候。何とぞ御宥免被成度被思召候得共、御法を被枉候事不成候故、右勘兵衛嫡子も、大ば殿の子も、流罪被仰付候。此大ば殿賢女の事、上より結構被仰付候上に、徒然に候はんとて、毎月三四度程も茶の子を被仰付候て、御近習の女中を被遣、咄候様に被仰付候。此大ば殿月に一兩度宛、定たる慰有之候。大ばん切にめしを幾つも入候て、惣て六尺・中間等迄勝手へ召候て、自身右のめしを椀に盛候て、振舞申事を慰に被致候。其所へ不圖本多佐渡守殿被參

合、始て見驚被申候て、扱被申候は、つき／＼の女中も多き事に候間、誰ぞに被仰付候へ。御自身に御盛候事、あまりの事よし被申候へば、大ば殿、しやくしを留候て、佐渡守殿に向ひ被申候は、其方が驕る／＼と人々申候得共、虚説と思ひて居申候。只今の一言にて、扱は人の申事實と存候。其方彌八郎の時を忘れ候哉。手前の事參州にて賤き者にて候處、不圖上様へ乳を上候故、か様に結構に遊しおかれ候。そのかみ三州にて賤き時分は、五人六人の客へめしを振舞申事も不能成候處、只今は何人に振廻候事も、自由にて候。それ故昔賤き時の事を思ひ出し候て、か様に自身に盛、只今富貴にしても始を不忘候處を、感じは不仕候て其申様、扱々其方には、彌八郎時の事をばとくに忘れ候哉と存候。其心得にては、大事の御政務等にあづかり申事、無心元由被申候へば、佐渡守殿も事の外迷惑被致候由。此大ば殿臨終に御成被遊、御覽被成被仰出候は、思の外顔色等もよく候間苦間敷候。去共前かどに、申度事も候はゞ申置候へ。其方願の事何にも御叶可被遊候由上意にて御座候。其時大ば殿被申候は、願は何も無之候。只願とては上

様、權現様の御條目を御違不被成候て、天下の御政務、人に後指をさくれぬ様に、常々御油斷不被成様にと奉存候。此外何も申事無之由被申候。上様も成程御心得被遊候。扱其外願の儀は無之哉と被仰候へども、か様に結構に被遊候上は、何かあるものにて候哉とて、既に御立被遊候時、上様と呼返し候て被申候は、先程より再三何にても願はなきかと御意被成事、只今存候へばせがれが事を、此ば、が臨終に氣に懸り候はんと、被思召候ての儀と存候。必々御赦免被成間敷候。若此ば、に對して御免被成候へば、乳を上申御馴染故、天下の法を御枉は被成候と有之候はゞ、後代迄も御政事に疵が付申候。私よみ路の障に罷成候間、必々御免被下間敷由申て死被申候。

一、向坂六郎五郎が父、敵討後れの事

權現様御隠居の後、駿河より江戸の御城へ被爲入候時、台徳院様、本多佐渡守なども御前に御座候。扱若き衆一統に勤番して居申處を御通被遊、此に罷在候者共、親は定て能御存の者に可有之候得共、子供は御見知不被成候間、一人々々自分に名字を名乗候て、御目見爲致候へと被仰候故、

一人々々罷出名乗申候。其時彼が親は此軍の時分、か様の手柄仕候、か様の武功有之候間、能目を懸て御遣被成候へと、台徳院様へ一人々々に被仰候。其内に向坂六郎五郎と申者名乗申時分、暫時被思召出候て、何も被仰聞事候間近く寄候へ。將軍にはいはぬ事に候へ共、慰に御聞候へ。此六郎五郎が父何某と申者、兄の敵有之、日頃心懸申候。其身若く候て生れ付きよく候故、兄弟の契約仕者有之候。其兄分の者、六郎五郎が父の敵のありか承出候て、六郎五郎が父に申候は、其方兄の敵の事、日比心懸候てとくと其所を承出申候。此上は申合候て討可申候間、心安く存候へと申候へば、六郎五郎が父申候は、其方左様の心底と不存候て、念比にいたし候。我等兄の敵を、其方を頼候て打申度所存にて、其方と兄弟分に成候と存候哉。左様の比興の心得有之者とは不存候て申通候事、後悔に存候。最早向後は、義絶いたし候とて交を絶申候。其後右の敵無程致病死候。六郎五郎が父無念に存候て、是を苦勞にいたし、終に氣鬱して相果申候。其時此六郎五郎は當歳にて候。中々育ち申間敷と思召候處、あの様に成候哉とて御落涙被遊候。其後に被